

過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

愛媛県北宇和郡鬼北町

過疎地域持続的発展計画 目次

1	基本的な事項	1
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
3	産業の振興	12
4	地域における情報化	18
5	交通施設の整備、交通手段の確保	19
6	生活環境の整備	22
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	27
8	医療の確保	31
9	教育の振興	33
10	集落の整備	36
11	地域文化の振興等	37
12	再生可能エネルギーの利用促進	39
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	40
	事業計画（令和8～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	41

鬼北町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 鬼北町の概況

ア 鬼北町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、愛媛県の西南、東経132度41分、北緯33度15分に位置し、西は生活圏宇和島市に隣接し、南は松野町、東は高知県梶原町、四万十町、北は西予市にそれぞれ接しており、役場から県都松山市へは約90kmの距離にある。

また、四国山地の西南端の山岳に囲まれており、その中を広見川、三間川、奈良川等主要河川が熊手状の平坦地を形成している。四方をめぐる山岳地域は、標高1,229mの高月山をはじめ御在所山、戸祇御前山、高研山、地蔵山などの高地が他市町との境界となっている。農地は河川流域の標高120m～300mの間に拓けた水田と山裾に点在する畑からなり、その地質は中生代白亜紀層に属し、河川流域は沖積層である。

年平均気温は17.1度、年間降水量は約2,230mmであり、気候は概ね温暖であるが、山岳地形の盆地のため、昼夜の寒暖の差が大きく、冬は寒冷であり、夏は高温多雨である。

本地域は、縄文期の岩谷遺跡や『続日本紀』における朱砂（水銀の硫化鉱物）献上の記述に見られるように古くから人が定住していたことが確認されている。また、等妙寺旧境内の発掘調査成果等から、中世には「黒土郷河原湊領」として文化圏を形成していたと考えられている。

近世には宇和島藩と吉田藩に分封され、明治4年の廃藩置県以降順次、宇和島県及び吉田県、宇和島県、神山県に属し明治6年に愛媛県の一部となった。

明治22年市制・町村制の施行に伴い、旧広見町は旭村（昭和16年1月1日近永町となる。）、好藤村、愛治村、三島村、泉村となり、昭和28年に施行された町村合併促進法により、昭和30年3月31日、5か町村が合併し「広見町」となり、その後、昭和33年8月に是延部落を三間町へ分割した。旧日吉村は明治23年に5村が合併し「日吉村」となった。さらに、平成17年1月1日に歴史的にも地理的にも密接な関係にある広見町と日吉村が合併し、「鬼北町」が発足した。

本町の主要道路は、国道197号、320号、381号、441号及び、県道広見三間宇和島線など幹線道路を主軸に、町道、農道、林道がそれぞれ接続し、生活、生産、流通機能の役割を果たしている。道路（国・県・町道）の実延長378,201mの内、改良率は67.7%（国道95.9%、県道84.8%、町道57.7%、令和5年4月1日現在）であり特に町道は未改良区間が多い。今後さらに生活様式の都市化が急速に進展するものと予想され、産業の振興や生活環境の都市化に呼応した交通、通信網の整備が必要である。

鉄道は、JR予土線が町の中心部から宇和島市までの17kmの間を走っており、通

勤・通学等の交通機関として、また四国西南地域の総合開発の基幹の意義を持った重要な役割を果たしている。

イ 鬼北町における過疎の状況

本町の令和2年国勢調査による人口は9,682人であり、昭和35年には22,963人であった人口が半数以下まで落ち込んでいる。

特に急速な高齢化や出生率の低下など、減少傾向に歯止めがかからない状況が続いており、課題として、農林業の担い手不足による経済基盤の弱体化、人口流出に伴う地域活力の低下、極端な高齢化に伴う社会機能の脆弱化、地理的条件等に起因する生活基盤整備の遅延、財政力の弱体化等が挙げられる。

本町は、これらの課題に対処するため、以下の施策を推進してきたところである。

① 農林水産業その他産業の振興

本町は、総面積の85.1%を山林、3.4%を農用地が占め、農林業を基幹産業として発展してきた。しかし、過疎化・高齢化の進行による後継者や若年労働力の不足、さらに近年イノシシ・シカ・サル等による農作物への鳥獣被害が増加しており、生産意欲の減退等も相まって農林業離れが進んでいる。

このような状況の下で、近年次のような施策を展開してきた。

農林業振興の施策として、新規就農者の確保や担い手の育成、また圃場整備、かんがい用水路、ため池、林道開発等の基盤整備、新規作物の試験研究施設、経営支援施設等の近代化施設の整備、グリーン・ツーリズム推進体制の構築、特産品（キジ）の開発・販売及び都市との交流等を推進し、地域産業の活性化を図るため農業公社の拡充に努めた。さらに農林業を中心とした地域産業を振興する目的で、(株)日吉農林公社、地域農林産物の流通販売施設（森の三角ぼうし・日吉夢産地）の整備を図った。

観光面では節安ふれあいの森、成川溪谷休養センター等の施設整備に努めた。

今後は、これらの施設の充実と有効活用に努め、地域特産物の直売、消費者と生産者、都市と農村との交流を促進し、地域産業の活性化に努めていく。

② 交通通信体系の整備

交通通信網の整備は地域開発の根幹をなすものであり、地域開発の遅れた本町にとり大きな課題である。今後は、国県道などの幹線道路を主軸に特に未改良区間の多い町道（令和2年4月1日現在 改良率57.7%）の整備拡充が必要である。林道については（林野面積1ha当たり6.6m）、木材資源の有効利用を図るため、さらに重点的に整備をしていく必要がある。

地域情報化事業としては、町内に光ケーブル網が完備されたことから、災害対応を含めてその維持管理に努めるとともに、サテライト・オフィスやテレワーク環境の整備など、光ケーブル網の利活用及びDX推進の支持に努めていく。

③生活環境の整備、福祉の増進、医療の確保

農村の豊かな自然と快適な都市的施設を融合させた生活環境を目指し、上水道、農業集落排水施設、合併浄化槽施設、消防施設、公営住宅の整備を推進した。

高齢者や児童の保健及び福祉の充実を図るため、特別養護老人ホームの整備や生きがい対応型デイサービス事業の実施、保育所施設の整備等に努めた。

また、町立北宇和病院及び僻地診療所の診療環境を向上させるため、医療機器及び施設の整備に努めた。

④教育文化の振興

小・中学校の校舎の大規模改修、教育機器施設の整備、外国人講師の招へいなど時代の要請に応じた教育環境の整備に努めてきた。今後も出生率の低下が続くものと推定されることや、高齢化、国際化、情報化の進行等社会情勢の急速な変化が予測されることから、これらの状況に応じた教育環境の整備を進めていく必要がある。

以上のとおり公共施設の整備面ではかなりの施設整備を図ってきたが、未だ過疎化の進行を止めるには至っていない状況にあり、脆弱な町財政力の下では、住民の多様な行政需要に十分な対応ができていないのが実情である。

今後もさらに、地場産業の活性化、住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正を図り、地域の持続的発展に努める必要がある。

ウ 鬼北町の社会経済的発展の方向の概要

本町の産業別人口を見ると、基幹産業の農林業の就業者は減少の一途をたどり、第一次産業が昭和35年には67.0%であったが、令和2年には14.0%へと激減し、逆に第二次産業が21.0%、第三次産業が64.9%に増加している。内容的には農林業における高齢化、後継者不足、大規模店舗の進出等により、第二種兼業農家への移行が顕著であり、バランスよくこれらの産業部門が発展するためには、互いの部門で有機的連携を保ちつつ発展できる産業政策が望まれる。

本町では主産業である農林業の振興対策として、生産基盤の整備、経営近代化施設整備、加工販売施設整備、生産体制の強化、流通体制の整備等に積極的に取り組んできた結果、圃場整備などの生産基盤は確立されてきたが、良質な雇用の場も少なく、なお他産業における所得水準に至っていない。そのため、長期総合計画等との整合性を確保しながら、本町の抱える課題である定住促進を進め、地域の持続的発展を目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の総人口は、昭和30年の25,409人をピークに減少をたどり令和7年3月31日現在では8,993人と当時の35%まで激減している。

年齢別人口では、0～14歳の幼少年年齢層が激減を続ける一方で65歳以上の高齢

者人口は昭和35年の1,926人から令和2年には4,528人と急速に増加しており、今後もさらに高齢化が進むものと予想される。人口の流出形態は修学、就職、結婚等による世帯員の一部流出という形が多く、若年層の流出が目立っている。

全就業人口は総人口の減少とともに減っており、昭和35年の10,800人から令和2年には4,416人となっている。産業別就業者については、第一次産業の停滞により第二次産業、第三次産業への転職が際立っている。昭和35年には67.0%を占めていた第一次産業就業人口比率が令和2年には14.0%にまで低下した。また、平成2年まで増加傾向にあった第二次産業も、バブル経済の崩壊後、減少に転じた。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,963	人 14,174	% △38.3	人 12,432	% △12.3	人 10,705	% △13.9	人 9,682	% △9.6
0歳～14歳	8,156	2,344	△71.3	1,464	△37.5	1,159	△20.8	874	△24.6
15歳～64歳	12,881	8,475	△34.2	6,475	△23.6	5,027	△22.4	4,280	△14.9
うち15歳～29歳(a)	4,240	1,640	△61.3	1,244	△24.1	831	△33.2	714	△14.1
65歳以上(b)	1,926	3,355	74.2	4,493	33.9	4,519	0.6	4,528	0.2
(a) / 総数 若年者比率	% 18.5	% 11.6	-	% 10.0	-	% 7.8	-	% 7.4	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 8.4	% 23.7	-	% 36.1	-	% 42.2	-	% 46.8	-

表1-1 (2) 人口の見通し (第3次長期総合計画)

区 分	令和12年	令和17年		令和27年		令和37年		令和42年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,910	人 7,168	% △9.4	人 5,849	% △18.4	人 4,797	% △18.0	人 4,395	% △8.4

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

産業別就業者数及び構成比

単位：人 (%)

	昭和35年	平成2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業就業者数 (割合)	7,234 (67.0)	1,775 (24.4)	1,017 (17.7)	693 (14.6)	801 (16.8)	619 (14.0)
第2次産業就業者数 (割合)	1,094 (10.1)	2,378 (32.6)	1,417 (24.7)	1,019 (21.5)	959 (20.1)	929 (21.0)
第3次産業就業者数	2,472	3,131	3,300	3,034	3,004	2,868

(割合)	(22.9)	(43.0)	(57.6)	(63.9)	(63.0)	(64.9)
合 計	10,800	7,285	5,734	4,746	4,764	4,416

注) 第1次産業：農業・牧畜業・林業・狩猟業
 第2次産業：鉱業・工業・建設業
 第3次産業：商業・運輸通信業・金融保険業・公務・自由業その他のサービス業の総称
 合計には「不詳」を含んでいない。

資料：国勢調査

(3) 鬼北町行財政の状況

ア 行 政

本町は、241.88km²の広範な行政地域を有しているが、その85.1%を森林が占め、集落も散在していることから、行政効率は必ずしも良好とは言えない。しかしながら、地域の特性にあった施策の展開により行政水準の均衡化に努めてきた。

とりわけ、交通通信体系の整備では町道の改良をはじめ、農林道の改良・開設、防災行政無線の設置等、教育文化施設では小・中学校、給食センター、各種集会所及び体育施設の整備、産業振興においては農林業の基盤整備、近代化施設の導入等、生活環境・福祉では、上水道の整備、農業集落排水施設、ごみ処理施設や消防施設、公営住宅、保育所等の充実を図ってきた。しかし、都市部と比べると、未だ社会資本の整備は立ち遅れており、引き続き行政各般にわたる施策を積極的に推進していく必要がある。

イ 財 政

本町は、合併前の1町1村において、公共施設の充実、道路網、生活環境の整備、農林業の基盤整備等に積極的に投資を行い、社会資本の充実に努めてきたが、その財源の多くは、国・県の補助金、地方債、交付税等に依存している。

令和6年度の財政状況(普通会計)では、歳入総額は9,129,674千円で、令和2年度対比3.2%減となっている。収入の構成は、地方税9.6%、地方交付税44.8%、地方債16.0%、国庫支出金7.9%、県支出金5.6%であり、依存財源比率が高く自主財源は乏しい状況にある。また歳出は同年度比較で2.6%減となっている。

財政力指数は令和6年度において0.23であり、県平均の0.43、県内町平均の0.33よりも低く、財政力の弱さがうかがえる。公債費に関しては、令和2年度から続く大規模事業で公共事業の起債償還額は増加傾向となっており、令和13年度にピークとなる見込みである。行財政改革による経費節減を図るとともに、補助事業や過疎債の活用等、有利な財源の確保に努め、常に健全財政を維持し、増大する行政需要に対処することが必要となる。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額A	10,034,431	7,962,397	9,428,898	9,129,674
一般財源	6,015,120	5,426,015	5,659,452	5,832,308
国庫支出金	2,353,105	445,201	1,709,107	550,897
都道府県支出金	402,941	437,485	692,652	504,785
地 方 債	269,600	655,000	853,600	1,446,900
うち過疎対策事業債	145,300	433,700	311,600	1,280,000
そ の 他	993,665	998,696	514,087	794,784
歳出総額B	9,771,570	7,533,017	9,204,255	8,964,765
義務的経費	3,043,147	2,700,537	2,876,888	3,412,420
投資的経費	3,236,632	1,198,024	1,738,903	2,120,374
うち普通建設事業	3,228,912	1,142,688	1,178,595	2,065,349
そ の 他	3,491,791	3,634,456	4,588,464	3,431,971
過疎対策事業費	2,706,040	592,741	423,805	1,412,166
歳入歳出差引額C (A-B)	262,861	429,380	224,643	164,909
翌年に繰越すべき財源D	52,997	53,332	61,386	109,579
実質収支 C-D	209,864	376,048	163,257	55,330
財政力指数	0.223	0.214	0.233	0.228
公債費負担比率	19.3	15.2	13.4	16.8
実質公債費負担比率	16.6	10.6	5.8	7.4
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	83.9	83.3	89.7	91.8
将来負担比率	101.3	32.6	30.5	2.0
地方債現在高	8,087,946	7,234,264	8,233,136	12,573,618

表 1 - 2 (2) 主要公共施設の整備状況

	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	26.4	38.7	46.1	57.1	57.7
舗装率 (%)	67.4	85.6	88.2	89.7	89.9
農道					
延長 (m)	82,250	60,046	48,649	60,416	69,007
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	51.6	39.4	42.9	—	—
林道					
延長 (m)	136,736	124,014	107,349	118,257	124,660
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	8.1	6.6	5.7	—	—
水道普及率 (%)	89.6	91.6	94.4	96.3	96.9
水洗化率 (%)	0.8	16.4	21.8	54.6	60.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	25.9	27.0	23.1	21.3	23.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、過疎化に対処し地域の活性化を図るため、地域産業の活性化、定住環境の整備、教育文化の基礎づくり、保健福祉の充実等を目指して各般の施策を計画的に実施してきた結果、着実にその成果を挙げてきた。

生活基盤の面では、道路網、情報通信施設、上水道、農業集落排水施設、医療施設等の整備を図り、教育文化面では保育所、小中学校の校舎や体育館、地域集会所施設等の整備拡充を進めた。産業の振興においては、農林産物の直売所や自然を生かした休養施設において入り込み客が増大しており、地域間交流の促進が図られている。さらに、地域住民、ボランティア団体等による地域づくり活動への参加も積極的になっており、福祉の増進、環境保全や町づくりに対する住民意識の高揚が見受けられる。

しかし、過疎地域の現状はなお厳しく、若年層の流出、少子高齢化による担い手不足という問題に直面し、地域活力の低下が懸念されている。

このような中で、本町は、長寿高齢化社会に対応した地域づくり、農林産物の産直システムの整備や作目の高付加価値化による地場産業の振興、地域資源を活用した都市住民との交流による地域の活性化、上・下水道など基礎的な生活環境の整備及び交通基盤の整備促進、地域特有の伝統文化・生活文化の継承に配慮した、美しい町づくりを行い、国民からも過疎地域に対し求められている憩いのある新たな生活空間としての役割と地域の自立を図り、高齢化社会の先進地域としての貢献といった役割を果たすことが求められている。

このため、本計画において、美しい景観の整備、地域文化の振興等による風格ある個性豊かな地域社会の形成、地域間交流と定住の促進等による地域の持続的発展、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を推進する。

この推進に当たっては、町長期総合計画を柱とし、愛媛県過疎地域持続的発展方針等との整合性を確保しながら、広域行政、広域経済等の広域連携を重視しつつ推進することとする。

ア 快適で潤いのあるまちづくり

本町は、美しい自然景観や貴重な生態系を有している。これらを保全しつつ、快適で利便性に優れた生活環境を実現するため、道路網や上下水道の整備、環境浄化微生物えひめA I - 1の利用促進、ごみの減量化と3Rの推進、再生可能エネルギーの利用推進、公営住宅の整備等に努める。

イ 健康で安心して暮らせるまちづくり

すべての住民が健康で安心して生き生きと生活でき、温かさやさしさを実感できる地域の実現を目指し、保健・医療・福祉が一体となった住民サービスの展開を図る。

健康の保持増進のためには、保健活動や疾病の予防活動及び早期発見の機会の充実に努めるとともに、医療機関の充実を促進し、心身ともに健康なまちづくりを推進する。

高齢者や障がい者が、地域社会の一員として誇りと生きがいを持って生活を送れるように、社会システムや施設の整備に努める。

子育て支援に関しては、保育所や児童館の整備充実により子どもを生みやすく育てやすい環境の確保に努めるほか、母子保健事業の充実を図り、家族・地域ぐるみで子育て支援ができるよう施策を展開していく。

ウ 活力と豊かさのあるまちづくり

地域の自然や歴史文化を活用し、農林業と観光交流産業、商業や製造業を連携させた付加価値の高い地場産業の振興を図り、賑わいのあるまちの創出を目指す。

農林業では、収益性の高い先進的な農林水産業を実現するため、農業公社や農林公社などの関係機関と連携して、担い手の育成や、農地林地の適正管理、新規作目の検討などに取り組む。

商業・製造業では、地域商店街や個人商店の活性化を図るため、消費者ニーズに合った魅力ある商業環境の形成を目指すとともに、観光文化施設との連携を強化し、観光客などを対象とする新たなマーケットの創造に努める。

就業環境の整備については、地域に密着した既存企業の一層の育成振興に努めるとともに、新しい企業の育成を図る。また、本町の特性やニーズに合った企業の誘致に努め、若者に魅力ある就業の場の増大を図る。

観光レクリエーションにおいては、本町の豊かな自然と文化を有効活用し、都市と農村の交流促進を図り、新たな観光客の誘致等、町の活性化に努める。

エ 個性あふれる自主的なまちづくり

学校教育においては、国際化や情報化などに対応した教育活動が行えるよう、施設設備の充実を図るとともに、老朽化施設の改築や改修に取り組む。

社会教育においては、町民が生涯にわたってその資質や能力を発揮し、生きがいのある充実した生活を送れるよう、各種施策を展開する。

なお、前述の各種施策を強力に推進するため、行政組織の適正化、事務の合理化や職員資質の向上、行政運営の効率化の推進に努め、さらに広域行政を計画的、総合的に活用するため、地域の特性に即した機能を分担し、関係市町が連携してレベルの高い広域行政の展開を図る。また、町の活性化のためには、町民の積極的な参画が不可欠であることから、住民の自主的・主体的な活動の機会や場の整備・充実に努め住民の意識の醸成を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
町の総人口	8,993人	7,910人※	

※第三次鬼北町長期総合計画に基づき目標値の設定をする

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価については、計画期間満了後の令和13年度において議会へ報告することとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少や高齢化が進み、町の財政事情も厳しさが増す中、公共施設を適正に維持・運営していくことが求められている。

現在、町が保有している施設においては、老朽化の状況や維持管理にかかる費用、使用頻度などを考慮し、用途の見直しや統廃合など、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化対策に努め、公共施設等の効率的な整備や活用を図り、地域の持続的な発展を目指すものであり、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、鬼北町公共施設等総合管理計画に沿った内容である。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の総人口は、昭和30年の25,409人をピークに減少をたどり令和7年3月31日現在では8,993人と当時の35%まで激減し、少子高齢化の進展や働く世代の流出、婚姻数の減少などが顕在化している。また、当町の長期総合計画における将来人口の推計予測では、令和12年では7,910人、令和27年では5,849人、令和42年では4,395人と今後も更に人口減少が進むものと予測している。

急速な人口減少が進む中、本町においても、地域が将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりの総合的な施策の展開を実施するとともに、地域コミュニティの維持継続を図る必要がある。

また、人口減少速度の鈍化を図るうえで、雇用の創出、住環境の整備・充実など、移住希望者及び移住者への支援体制の強化を図る必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

20代の若者の多くが、進学・就職によって町を離れる現状があり、「住みたい人」や「住み続けたい人」を確保するため、観光関連産業や各産業の連携を促進することで生まれる新たな産業の育成、外部からの企業誘致を積極的に行うなど雇用の創出を図るほか、企業、働き手にとってメリットのあるリモートワークの場やサテライト・オフィス、ワーケーション誘致施設の活用により企業からの移住者支援を推進する。

また、入居可能な空き家について、空き家の改修整備や空き家バンクによる移住・定住希望者とのマッチングを図るほか、民間との連携による住環境の整備・確保を図る。

イ 地域間交流の促進

地域コミュニティ活動の基盤施設である町内集会所は老朽化が進んでいるため、老朽施設の修繕整備、また、改修等に係る補助事業等を展開するとともに、子どもや親同士の交流の場となるような公園整備に努めるなど交流施設の整備充実を図る。

また、地域資源、伝承文化、歴史を都市部に発信し交流機会を促すなど、都市と地域間での地域間交流を推進する。

ウ 人材の育成

研修会やセミナーの開催により、地域活動の担い手となる人材や組織の育成を図る。また、学校教育においては、生徒の地域課題解決に対する意識を醸成し、地域の軸となる人材の育成・確保に努める。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
空き家バンク登録件数 (賃貸物件)	4件 (R2～R6平均)	5件 (R8～R12平均)	基準値の25% 増加
移住者件数	73人 (R2～R6平均)	73人 (R8～R12平均)	基準値の維持

(3) 事業計画 (令和8～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住定住促進空き家活用住宅事業	鬼北町	
		多目的住宅整備事業	鬼北町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	地域貢献研究事業 大学生等で構成する団体、個人を町内に誘致し、交流人口の拡大、地域間交流、地域住民・大学生等とのふれあいによる地域活性化を図り、鬼北町の地域課題解決等につなげていく。	鬼北町	
		移住者開業支援事業 移住者が、町内で開業する場合に、店舗整備費用の一部を補助し、移住定住を促進することで、コミュニティ維持・人口増加につなげる。	鬼北町	
		移住者住宅改修支援事業 県外移住希望者等が、移住定住を目的に空き家を活用する場合、住宅改修等の費用を補助し、移住定住を促進することで、コミュニティ維持・人口増加につなげる。	鬼北町	
		空き家活用移住定住支援事業 移住定住を目的に空き家を活用する場合、住宅改修等の費用を補助し、移住定住を促進することで、コミュニティ維持・人口増加につなげる。	鬼北町	
		グリーンツーリズム推進事業 グリーンツーリズムの推進体制を構築し、交流人口の増加による地域活性化を図る。	鬼北町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

耕地面積は1,000ha、農家戸数は1,011戸（農家戸数は2020年農林業センサス、耕地面積は令和6年面積調査）であり、ここ数年で農家戸数は減少しているが、平均耕作面積は、0.99haと大規模農家への農地集積・集約化が進んでいる状況である。また、森林面積は20,588haで、町総面積の85.1%を占めており、林家戸数は1,003戸（2020年農林業センサス）である。

本町の主たる産業である農林業は、大規模農家が農地集積による作業の効率化及びスマート農業技術の導入による省力化により規模拡大を進めている一方で、農家の高齢化及び担い手不足により小規模農家数は減少している。

このような現況ではあるが、農林業の生産基盤整備のため、水田区画整備、農道、かんがい用排水路、ため池、林道等整備のほか、里地棚田の保全や近代化施設の導入を推進し、営農条件の改善に取り組み、農林家の生産意欲の向上を図ってきた。

また、過疎化、高齢化の急速な進行に伴い農林地の粗放化、遊休化の問題が生じており、この対策として農業公社、農林公社を設立した。今後も公社、担い手農林家及び集落営農組織等が連携を図り、管理体制の整備を図る必要がある。なお一方で、第三セクターの農林産物直売所を活用し、高齢者、女性農業者等が生産・販売活動に活発に取り組んでおり、産直販売方式での地域農業のあり方の構築が進んでいる。

イ 商業・製造業

本町の小売業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化等により、購買力が宇和島市等へ流出していたが、町内に大型店舗が相次いで進出したことから、地域内購買率が上昇傾向にある。

しかしながら、町内の零細商店はその影響などから集客力が低下し、先行きへの不安や後継者不足など深刻な問題を抱えている。商店街では、商店の転廃業等による空き店舗化が進み、商店街としての町並みがとぎれ、一体感が薄れるなど魅力に欠けてきている。その原因は、少子高齢化による社会構造の変化や大型商業施設の出店、インターネットサービスを活用した電子商取引など、購買動向の多様化によるものが大きい。

製造業は、物価高騰及び少子高齢化の影響による労働力不足により、さらに厳しい経営環境となっている。

ウ 観光及びレクリエーション

交流人口の増加を目指し、森の三角ぼうし、日吉夢産地、成川溪谷休養センター、節安ふれあいの森等の施設整備を図ってきた。しかし、滞在期間が短く地域経済への波及効果は小さいため、今後は滞在期間が延ばせるような魅力のある施設整備の方策と、自然と調和のとれた観光対応型施設整備が課題となっている。

(2) その対策

ア 農林業

農林業は食糧や林産物の生産のみならず、国土保全、水源かん養、大気の浄化等、公益的機能の面でも極めて重要な役割を果たしており、これらの機能の継続的な維持保全に努めていく。

(農業)

1) 担い手の育成・確保

新規就農者や認定新規農業者が就農時に必要となる機械・施設の導入に要する費用の助成や経営安定までの資金の支援等を行い、農業による定着強化を図る。また、認定農業者など次代の地域農業を担う農業者の育成に努める。

2) 農業公社による農地の維持保全

農業公社において、新規就農者の農業研修の充実を図ることで、その育成・確保に努め、農作業受委託を円滑に推進するため、農業機械・施設導入に対する支援を行うとともに、優良農地と農業機械施設を有効活用した農業の展開を図る。

また、経営の規模拡大を志向する農家への農地の集積を行い、農地保全・担い手農家の経営を支援する。

3) 生産基盤の整備

平坦な農地の大部分の圃場整備は完了しており、今後は残された小規模の団地や棚田の整備を推進する。また、農作業の効率化を図るため農道、用排水路、ため池などの整備に努める。

4) 農業生産の充実

既存の振興作物の生産を、認定農業者と安定兼業農家を中心に経営改善を図りながら促進するとともに、スマート農業の導入や農地の集積・集約化を推進し、作業の効率化及び省力化による規模拡大を図る。

また、高齢者や女性に対しては、農産物直売施設での販売を目的とした、消費者ニーズに合った作物の生産を奨励する。

5) 流通体制の整備

産直販売を積極的に推進し、アンテナショップ等、都市市場への進出に向けて流通システムを確立する。

6) 新規作目・戦略的作物の生産振興

地域の実態に即した新規作目の導入を促進する。併せて、これまで奨励してきた重点作物の価格補償制度を充実するなど、戦略作物の生産を振興する。

7) 都市住民との交流促進

都市住民に農林業や自然体験の場を提供するため、農家民宿等の新規開業や地域資源を活用した体験メニューの開発に対して費用を補助するなどグリーンツーリズム

ムの推進を図っているが、今後も都市との交流を促進し地域の活性化を図る。

(林業)

1) 地域林業の担い手の育成・確保

適正な森林整備と素材の安定確保を図るため機械化などによる労働形態の転換や、労働総量を縮減し、若い林業労働者の育成確保に努め、農林公社の活用を推進する。

また、宇和島市、松野町、鬼北町及び南予森林組合により一般社団法人南予森林管理推進センターが設立され、令和4年度に同センター内に設立された南予森林アカデミーにより林業の担い手の育成・確保を図る。

2) 公益的機能を重視した森林施業の推進

森林の持つ水源かん養、災害の防止、生活環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高めるため、保育、除間伐施業等を計画的に推進するとともに、一般社団法人南予森林管理推進センターと連携して、管理されていない山林に対して事業者への斡旋や適切な施業等を行う。

3) 特用林産物の生産による複合経営の推進

特用林産物を林業に合理的に組み入れることにより、複合経営を推進する。

4) 自然景観を生かした交流の推進

自然景観にすぐれた溪谷等を活かし、都市住民との交流を推進する。

5) 豊かな森林資源を活用した新たな産業創出

スギを原材料とした改質リグニン製造事業を推進することにより、更なる森林の環境整備はもとより、新たな雇用の創出、林業事業者の増加、関連産業の活性化を図る。

6) 生産基盤の整備

林道、作業道の整備や高性能林業機械の導入を図ることにより、森林資源の循環を通じた林業の成長産業化に努める。

イ 商業・製造業

地域の商店街の活性化のためには、個々の商店が魅力あるものでなければならない。そのためには、多様化する消費者ニーズに応えられる経営基盤の強化が必要になる。

また、商店の協業・共同化の推進、空地・空店舗の活用、商店街組織の強化等を図り、大型店にはない温かみのある商店を目指した施策を展開していく。

ウ 観光、レクリエーション

農林産物の直販施設については、観光と農林業との有機的な連携による都市との交流の場として環境整備を図り、観光施設については、地域の特性を活かした整備を図り観光の振興と地域の活性化に努める。

以上のとおり周辺市町と連携し、地域産業の持続的発展に努めていく。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
町産一次産品を用いた商品の生産額	373,629千円	374,000千円	基準値の維持
年間観光入込客数	583,600人 (R2~R6平均)	671,140人 (R8~R12平均)	基準値の15%増加

(3) 事業計画 (令和8~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県単独土地改良事業	鬼北町		
		町単独土地改良事業	鬼北町		
		農村地域防災減災事業	愛媛県		
		農地整備事業	鬼北町		
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	愛媛県		
	(3) 経営近代化施設 農業	農地保全推進事業	鬼北町		
		県営中山間地域総合整備事業	愛媛県		
		農業用水路等長寿命化・防災減災事業	鬼北町		
		林業	林地保全推進事業	鬼北町	
			(4) 地場産業の振興 加工施設	鬼北きじ工房施設整備事業	鬼北町
	流通販売施設	森林資源地域循環型産業創出事業	鬼北町		
		農業共同利用施設整備事業	えひめ南農業協同組合		
		森の三角ぼうし施設整備事業	鬼北町		
	(9) 観光又はレクリエーション	節安ふれあいの森施設整備事業	鬼北町		
		安森ふれあいの里施設整備事業	鬼北町		
		成川溪谷休養センター施設整備事業	鬼北町		
		公園施設整備事業	鬼北町		
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	特産品需要促進事業 特産品の販路開拓や開発を行うため、インターネット販売構築や新たな特産品づくりに取り組み、地域の活性化及びブランド化を図る。	鬼北町		
		農林公社林業振興事業	鬼北町		

作業道開設にかかる人件費等を含め、林業振興事業の実施を委託することにより、森林整備を促進する。		
森林総合整備事業 計画的に森林整備を実施することにより優良木の生産、林家所得の向上に資する。	鬼北町	
森林整備担い手対策事業 林業事業者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の実現を図ることにより、資質の高い森林整備の担い手を確保育成する。	鬼北町	
多面的機能支払交付金事業 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図り、農業生産にとって基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する活動の質をさらにステップアップさせる。	鬼北町	
中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援する。	鬼北町	
企業誘致等促進事業 企業誘致を行うにあたり、町内在住者の新規雇用について奨励金を交付することにより、企業誘致を促進させる。	鬼北町	
町産材木造住宅建築促進事業 地域産材利用による林業振興を目指すため、町産材を利用して建築した木造住宅に補助を行い、定住促進及び町産材の普及促進を図る。	鬼北町	
有害鳥獣侵入防止柵設置事業 県、国事業の補助対象外となる農地への鳥獣害被害を防ぐため、侵入防止柵を設置し、被害の軽減を図る。	鬼北町	
農業公社地域農業管理システム整備事業 農家の過度な機械設備への投資を抑制し、高付加価値作目の試験栽培により栽培技術を確立することで農家所得の向上や各種農業研修を行い、新規就農者や地域担い手の育成を図る。	鬼北町	
農作物有害鳥獣捕獲対策事業 捕獲用機器等を整備することで捕獲率向上に繋がるとともに、農作物被害の減少並びに収穫量の安定化を図る。	鬼北町	
水田農業競争力強化支援事業 地域農業の担い手として農地集積を図り、効率的な農業経営に取り組むため、必要な農業機械を導入し、農業の生産力強化支援にあたることのできる。	鬼北町	
起業チャレンジ支援事業	鬼北町	

		町内での起業チャレンジを支援することにより、地域の新たな需要を掘り起こし、地域における雇用の創出を促すことで、地域経済の活性化及び定住の促進を図る。		
		<p>地産地消推進事業</p> <p>町産農産物を使用した漬物等加工品の道の駅等への出荷推進を図るため、食品営業許可の取得に要する加工製造施設の改修等の費用について補助を行い、地域の活性化、農家所得の向上を図る。また、野菜の周年出荷体制の確立を図るため、ビニールハウス等施設資材に対する補助を行い道の駅への出荷物を増やし、農家所得の向上を図る。</p>	鬼北町	
		<p>ジビエペットフード加工処理施設・有害鳥獣処理施設管理事業</p> <p>有害鳥獣捕獲者の高齢化が進んでおり、捕獲後の埋設処分が大きな負担となっていることや、捕獲した有害鳥獣の有効活用推進のため、「ペットフード加工処理施設」と「有害鳥獣処理施設」を指定管理者制度にて運営する。</p>	鬼北町	
		<p>搬出間伐促進事業</p> <p>材価の低迷や基盤整備遅れなどから、間伐が進まず、また間伐しても多くの材がコスト割れから林内に放置されている現状が問題となっているため、森林整備に対する森林所有者の意欲の向上を図る。</p>	鬼北町	
	(11) その他	担い手総合支援事業	鬼北町	
		農業公社施設整備事業	鬼北町	
		鬼北きじ工房会社設立事業	鬼北町	
		キジ飼育施設整備支援事業	鬼北町	
		近永駅にぎわい創出事業	鬼北町	
		新たな森林管理システム等事業	鬼北町	
		地域おこし会社設立事業	鬼北町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
鬼北町全域	製造業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

※製造業における現状と課題及びその対策については上記(1)(2)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、生産・加工能力を高めるための施設整備と有効活用を図るとともに、老朽化の状況や維持管理にかかる費用を勘案し、施設の更新・統廃合・長寿命化対策に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信基盤設備は、東日本大震災以降、防災情報の提供に必要不可欠な存在となっており、情報伝達の確実性を期すため、ハードウェア、ソフトウェアともに多面的な冗長化と適切な更新整備が求められている。

無線設備についても、防災情報の伝達に必要不可欠であるため、定期的な保守点検や修繕、更新が必要となる。

また、情報通信基盤設備の利活用促進においては、過疎化・高齢化社会への対応、個人情報保護のため高度なセキュリティ対策などが求められている。

(2) その対策

情報通信基盤設備は、有線設備の効率的な運用のため、定期的な設備の追加・更新整備に努め、無線設備での機能補完を行う。

無線設備は、定期的な点検及び修繕、更新を行うとともに、県防災システムについても設備の追加更新を行う。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
防災行政無線設備の更新	0局	118局	町内全子局数更新

(3) 事業計画（令和8～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設 防災行政用無線施設 その他			
		地域情報通信基盤設備更新事業	鬼北町	
		県防災通信システム更新整備事業	愛媛県	
		被災者生活再建支援システム整備事業	愛媛県	
		ローカル5G設備整備事業	鬼北町	
		情報通信基盤整備事業(遠隔監視システム)	鬼北町	
		防災行政無線整備事業	鬼北町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

内陸部にある本町の主要基幹交通網は、国道197号、320号、381号、441号、県道広見三間宇和島線、広見吉田線であり、町外や町の中心部及び基幹集落等を相互に結んでいる。基幹交通網の整備については、一次改良が完了しているものの、狭隘な区間が至るところにあり、二次改良の必要性が問われている。

県道は改良率84.8%（令和5年4月1日現在）であり、車の増加や大型化に比較し、幅員が狭く通行に支障を来している部分もあり、早急な改良が待たれている。

町道は、舗装率89.9%と向上してきたが、改良率は57.7%に過ぎず、基幹道路である国道や県道と連結する生活道路として、また、産業経済の振興、防災対策、地域間交流等の面から整備促進が急務である。

また、農道の延長は耕地1ha当たり69.0m、林道延長は林野1ha当たり6.6mである。

公共交通機関は、人口の減少や少子高齢化の進行、自家用車の普及等により利用者が大幅に減少し、ほとんどの路線が存続の危機的状況にある。公共交通の維持確保が困難な状況となれば、地域住民に与える影響は大きく、早急な対策が必要である。また、すでに運行廃止となった路線バスの代替の町営バスを2路線運行しているが、利用者の減少が著しく、現状の運行体制を維持することは困難となっている。

(2) その対策

町における交通の重要な役割を果たしている国道、県道、主要町道を基幹とした町内交通ネットワークの整備を促進することにより、集落間の連携強化や諸活動の迅速化に対応する。町道の改良は、一次生活圏と二次生活圏や基幹集落を結ぶ幹線道路整備と併せて公共施設間を結ぶ交通網を重点的に整備促進する。

農道は、土地区画整備事業により整備されてきたが、今後さらに農作業の効率化と農用地の高度利用を図るため、地形、利用度等を考慮しつつ整備を推進する。

林道と作業道の整備は、林業振興上の緊急の課題となっており、普通林道、町単独の作業道等の整備を促進する。特に幹線林道として、山のみち、過疎代行林道の整備促進を図り、生産基盤の充実に努める。

公共交通機関については、まちづくりの主軸となる要素と位置づけ、地域の特性や住民ニーズをふまえ、行政・事業者・町民が協働して活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に取り組み、地域公共交通の維持及び利用促進を図るとともに公共交通空白地における移動手段の確保・支援に努める。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
自家用有償旅客路線数	4系統	5系統	基準値の25%増加

(3) 事業計画 (令和8～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	町道菅根田線(改良) L=120m W=4.0m	鬼北町	
		町道西野々中組線(改良) L=85m W=4.0m	鬼北町	
		町道柏田東仲線(改良) L=100m W=2.0m	鬼北町	
		町道音無線(改良) L=260m W=4.0m	鬼北町	
		町道北川上線(舗装) A=3,600 m ²	鬼北町	
		町道ソウダ線(改良) L=336m W=4.0m	鬼北町	
		町道小野川線(改良) L=294m W=4.0m	鬼北町	
		町道筒井坂線(改良・待避所) L=50m W=5.0m	鬼北町	
		町道白王線(改良) L=360m W=4.0m	鬼北町	
		町道犬飼線(法面整備) L=50m	鬼北町	
		道路施設修繕事業	鬼北町	
		県土木事業負担金	愛媛県	
		橋梁	橋梁長寿命化修繕事業	鬼北町
	トンネル	照明更新(LED化)	鬼北町	
	(3) 林道	林道久保川線(改良) L=3,115m W=4.0m	鬼北町	
		林道広見日吉線(舗装) L=3,100m W=4.0m	鬼北町	
		林道延川線(改良・開設) L=1,261.4m W=3.0m	鬼北町	
		林道二子松線(改良) L=850.2m W=4.0m	鬼北町	
		林道ウシノネヤ線(改良) L=959.0m W=3.0m	鬼北町	
		県単独林道整備事業	鬼北町	
		大規模林道開設事業	愛媛県	
		森林環境保全整備事業	鬼北町	
	(6) 自動車等			

	自動車	生活交通路線対策事業	鬼北町	
(9)	過疎地域持続的 発展特別事業	林道排水施設整備事業 排水施設の設置により作業道・林道の維持が図られ、森林整備の促進につなげる。	鬼北町	
		橋梁長寿命化計画策定事業 町内の橋梁の多くが、高度成長期に建造・量産されたもので老朽化の状況にあるため、5年に1度、点検及び維持・修繕計画の策定を行い、橋梁の長寿命化を図る。	鬼北町	
		トンネル定期点検事業 町内のトンネルは、老朽化の状況にあるため、5年に1度、点検及び維持・修繕計画の策定を行い、トンネルの長寿命化を図る。	鬼北町	
		生活交通路線対策事業 住民の交通手段を維持するため、廃止バス路線の代替バスを運行し、日常的な移動手段の確保を図る。なお、事業継続のため、基金を積み立てて、活用を図る。	鬼北町	
		農林業小規模基盤整備事業 林道・作業道の開設にかかる経費の一部を補助することにより林道・作業道の開設を容易にし森林整備が促進する。	鬼北町	
		循環バス運行管理事業 町が運行主体となり循環バスの運行管理業務を行い、高齢者等交通弱者対策を講じる。	鬼北町	
		高齢者運転免許証自主返納等支援事業 運転免許証を自主返納した高齢者に対し、支援金又は給油補助券を交付し、本人及び家族の交通に係る負担軽減、高齢者の運転による交通事故防止を図るもの。	鬼北町	
		<過疎地域持続的発展基金積立事業> 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の事業の実施のため、基金を積み立てる。	鬼北町	
(10)	その他	踏切保安施設整備事業	鬼北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路線については、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、車両及び歩行者の通行の安全性確保、住民の生活向上に努め、定期点検を実施し、老朽化状況を把握することで計画的な維持管理、長寿命化による安全性の確保及び効率的な維持管理を図る。

町内の橋梁の多くが、高度成長期（昭和30～40年代前半）に建造・量産されたもので老朽化の状況にあるため、基本方針に基づき、定期点検を実施し、老朽化状況を把握することで計画的な維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町の水道事業は、町中心部に鬼北町上水道、その周辺部に14ヶ所の小規模水道が整備されており、行政区域内の水道普及率96.9%（令和3年3月31日現在）と愛媛県平均93.4%（令和3年3月31日現在）を上回っている。

一方で、整備後数十年が経過している水道施設については、更新時期及び耐震化・耐災害性の強化を踏まえた改築・更新を進める必要があり、また、老朽配管についても、計画的な更新が不可欠であることから、将来を見据えた適切な経営計画の策定が今後の重要な課題となっている。

イ 下水道

下水道は、生活環境の向上と水質環境の保持のための重要な事業で、特に本町は四十川の上流に位置することもあり、河川の浄化が強く望まれている。このため、合併浄化槽の整備及び環境浄化微生物えひめAⅠ-1・AⅠ-2の普及に取り組んでいる。また、農業集落排水施設は、供用開始後20年以上経過した処理施設については、老朽化が見られ処理機能の低下が懸念されることから施設の整備更新が急務となっている。

急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少が予想される中、財務分析や経営シミュレーションなど中長期的な視野に基づく経営の健全化を図る必要がある。

ウ 廃棄物処理

ごみの排出量は、人口減、環境意識の向上から近年は減少している。現在のごみ収集人口は約9,000人で、1日当たり約8.6トンの排出量である。平成29年10月から新たな広域ごみ処理施設として宇和島地区広域事務組合環境センターが稼働し、同じく広域ごみ処理施設の鬼北環境センターは閉鎖・取壊しとなった。それまで町指定ごみ袋は「可燃ごみ」だけであったが、平成29年10月からは「不燃ごみ」「ビン・缶」「ペットボトル」を加えた計4種類となり、ごみの減量化、3Rの推進に取り組んでいる。

なお、不燃物処理については、清水最終処分場での受入れを平成29年9月を最後に休止しており、現在は廃止に向けて事務処理等を実施している。

ごみの排出については依然として不法投棄があり啓発活動等を実施し事案発生抑制に努めなければならない。

し尿・浄化槽汚泥等については、平成27年8月から新たな宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターが稼働し、安定的なし尿等処理を実施している。

エ 消防・防災

高齢化・過疎化に伴う消防団員の不足、消防水利に乏しい地域の解消が緊急の課題となっている。また、老朽化した小型動力ポンプ、ポンプ積載車、消防指令車、消防車庫・詰所、消防機材の更新も必要である。

宇和島地区広域事務組合消防本部の消防庁舎は築45年が経過し老朽化が著しいことから、将来の大規模災害に備え、建替えが必要となっている。

防災については、大地震やさまざまな災害時に、迅速な行動がとれるよう、行政・住民が一体となった防災体制の確立を図る必要がある。また、災害に強い地域をつくるために、防災施設や防災資機材の整備を推進する必要がある。

オ 公営住宅

現在、公営住宅の管理戸数は336戸である(令和6年度末)。入居率は8割を切っているが、問い合わせは多くあり、需要は決して少なくない。今後は、若者の定住促進や高齢化社会に対応した住宅を安定提供できるよう、老朽住宅の建替えをメインに、役割を終えた住宅の用途廃止や新団地の建設なども視野に入れながら、時代に合った戸数管理を目指す必要がある。

(2) その対策

ア 水道

速やかに経営計画を策定し、需要に合った安定供給体制を更に確立するほか、上水道については基幹施設(浄水場等)の耐震化及び耐災害性の対策を加速化し、老朽配管についても計画的に耐震化と一体的に更新を進める。また、コスト縮減のための合理化経営改革を推進する。

イ 下水道

都市との交流を進め、若者をはじめとする定住を促進するためには、都市的ライフスタイルにふさわしい生活環境の整備が不可欠である。中でも下水道の位置付けは、環境に対する負荷の軽減や保健衛生面において重要なものである。

中長期的な視点に基づく経営戦略計画の更新を行い、農業集落排水施設の老朽化に伴う整備・更新や合併浄化槽設置の普及をさらに推進し、住民生活に密着したサービスを提供する。

ウ 廃棄物処理

少子高齢化社会の到来や家族形態の変化に伴い、家庭ごみをごみ集積場所まで持ち運ぶことが困難となっている方々を対象に生活支援事業として戸別収集に取り組み、ごみ排出に対する不安解消に努める。また、環境問題に関する住民意識の高揚を図り、ご

みの減量化、3Rなどを推進するため、令和8年度からきれいなプラスチックごみの分別回収を実施し、再資源化を図る。

し尿・浄化槽汚泥等については、収集運搬の円滑化を図るほか、農業集落排水事業の推進、合併浄化槽の設置を促進する。

エ 消防・防災

町消防施設整備計画に基づき、小型動力ポンプ及び積載車について計画的に配置、更新する。また、水利の乏しい地域については、消火栓を整備するとともに、消防指令車、消防車庫・詰所、消防機材の更新を図り、消防力の一層の充実強化に努める。また、消防団員の確保を図るとともに、予防消防推進のため女性消防団員の確保にも努める。

宇和島地区広域事務組合消防本部の消防庁舎については、将来を見据えた防災体制を確立し、管内住民の信頼と安心に応えることのできる消防庁舎を整備する。

防災については、町民の意識の高揚を図るとともに、大地震等のさまざまな災害に対応できるよう防災施設、防災資機材、災害備蓄品等の整備・拡充に努める。また、自主防災組織等による防災訓練の実施や地区防災計画の作成促進など、多面的な視点からの地域防災力の向上を図る。

オ 公営住宅

住宅の供給については、民間との役割分担や人口の増減を考慮しながら、新しく策定する住生活基本計画に、適切な供給量を設定し、確保を図る。

住宅の整備に当たっては、今後の家族構成の動向を考慮するとともに、U・Iターン者の定住化を促進するために、ライフスタイルの多様化に対応した住宅の整備を検討する。また、高齢化社会の到来に対応するため、バリアフリー化を導入するなど、高齢者や障がい者が安心して生活できる住宅の整備を検討する。

老朽化住宅については、防災上の観点からも要・不要の判断を的確に行い、用途廃止や建替えを計画的に推進していく。

カ その他

花いっぱい運動など、地域ぐるみで身近な暮らしの風景を守り育てる運動の展開に努める。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
浄化槽整備事業水洗化率（農業集落排水事業を含む。）	67.1%	73.8%	基準値の10%増加
年間ごみ排出量	3,123t	2,834t	基準値の9%減少

(3) 事業計画（令和8～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道				
		上水道施設整備事業	鬼北町		
		水道管路緊急改善事業	鬼北町		
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設 その他				
		農業集落排水整備事業	鬼北町		
		特定地域生活排水施設整備事業	鬼北町		
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設				
		ごみ収集パッカー車整備事業	鬼北町		
		リサイクルセンター施設整備事業	宇和島地区広域事務組合		
	(4) 火葬場		広見斎場施設整備事業	宇和島地区広域事務組合	
	(5) 消防施設		消防施設整備事業(消防自動車等)	鬼北町	
			消防車庫整備事業	鬼北町	
			消防施設整備事業(消防自動車等)	宇和島地区広域事務組合	
	(6) 公営住宅		公営住宅撤去事業	鬼北町	
			小集落改良住宅建設事業	鬼北町	
			公営住宅建設事業	鬼北町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業		木造住宅耐震診断事業 一般住宅には、耐震強度不足のものが残っているため、住宅の状況を把握することにより、災害に強い住宅への改修を促進させる。	鬼北町	
			木造住宅耐震改修事業 一般住宅には、耐震強度不足のものが、未だに多く残っているため、耐震診断の結果、耐震強度不足と診断された住宅への、耐震改修工事を促進させる。	鬼北町	
			地域防災力向上事業 住民の災害時の体制づくりを整えるため、自主防災組織の育成のための補助を行い、啓発用防災マップを作成するなど、住民の防災意識の向上を図る。	鬼北町	
			可燃ごみ収集箱設置整備補助事業 収集箱を設置整備することにより、野良猫、カラス等によるごみの散乱を防止し、収集作業の効率化及び周辺環境美化を図る。	鬼北町	
		生ごみ処理機購入費補助事業	鬼北町		

	家庭の生ごみを自家処理することにより排出量が抑制され、環境センターでのごみ焼却の効率が期待できるとともに、公衆衛生の向上及び生活環境保全に対する意識の向上を図る。		
	可燃ごみ収集箱改修費補助事業 既存の可燃ごみ収集箱の蓋を軽く開けられる(重しを付ける)ように改修を行い、収集作業の効率化及び周辺環境美化を図る。	鬼北町	
	犬又は猫の不妊・去勢手術費補助事業 不妊・去勢手術による不必要な繁殖の抑制を図り、捨て・野良犬(猫)になることの予防及び周囲に対する危害並びに迷惑行為を未然に防止する。	鬼北町	
	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助事業 飼い主のいない猫(野良猫)の不必要な繁殖を抑制することにより、際限のない増加を防止すること及びそれらの猫による被害を未然に防止する。	鬼北町	
	飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ装着費補助事業 飼い犬・飼い猫が迷子になった時や災害時に保護収容した場合の飼い主への早期返還を図る。	鬼北町	
	ブロック塀等安全対策事業 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたブロック塀の除去、建替えを促進し、地域の防災力の向上を図る。	鬼北町	
	空き家除却補助事業 老朽化が進行し危険な状態となっている空家が、道路に倒壊等した場合に、周辺の地域住民の避難や救助等に支障をきたす恐れがあるため、除却を促進し、地域の防災力の向上を図る。	鬼北町	
	住宅リフォーム補助事業 老朽空き家として危険家屋が増加する前に、居住住宅のリフォームを促進することで、居住環境の質の向上を図る。	鬼北町	
(8) その他	がけ崩れ防災対策事業	鬼北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道設備については、老朽化の進行により漏水が増加するなど維持管理に苦慮する状況となっている。老朽化に伴い、施設の更新が必要となっているほか、自然災害に備え、水道施設の耐震化も急がれる。

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、需要に合った安定供給体制を確立するため、老朽配管の布設替工事を行うことにより、安定給水と有収率及び耐震性の向上を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者保健、福祉

急速な高齢化への移行は、要支援・要介護の対象者の急増を伴い、かつ、家族介護力の低下により、高齢者介護問題は老後の最大の不安要因となっている。

令和2年の国勢調査における本町の高齢化率は46.8%となっており、全国的に見ても本町の高齢化は顕著である。今後もこの傾向は強まることが予想される。

地域社会の連帯感の希薄化や家庭の介護力の低下が懸念される中、施設介護や在宅介護のバランスを調整しつつ、総合的・計画的な介護サービスの供給体制の確立が望まれている。

また、健常者についても、虚弱、寝たきり、認知症等の要支援・要介護状態とならないため、介護予防・重度化防止の施策の展開を強化していかなければならない。

イ 母子保健、福祉

女性の社会参加、晩婚化等をはじめ、家族構造や就業構造が変化するとともに、極端な少子化が進行している。令和2年の国勢調査における幼少年齢人口は874人で総人口に占める割合は9.0%であるが、これは30年前の平成2年度の調査と比べると人口で1,470人、率にして63.9%と大幅に減少している。これに伴い、保育所は統廃合を行い、現在3施設において乳幼児の健全育成に寄与している。

また、子育て支援センターにおいて、在宅の乳幼児や親子を対象に子ども同士のふれあいや遊び場の提供及び子育てに関する心配事の相談等を行っている。

ウ その他

社会構造の変化に伴い、高齢者福祉のほか、母子福祉、障がい者福祉、児童福祉等さまざまな福祉需要が発生している。

健康な日々を過ごすためには日ごろからの健康管理が大切であり、地域に出向く巡回健康相談を実施するとともに、健康教育、健康診断、家庭訪問等を行っている。

また、保健推進委員を集落に設置し、地域ぐるみで健康を守る活動を推進したり、精神障がい者を支える精神保健ボランティアグループが支援を行っている。

児童福祉では、近年の共働き家庭の増加により、保護者が昼間家庭にいない児童が安全に安心して過ごせる居場所づくりとして、1校区に放課後児童クラブ、3校区に放課後子ども教室を開設するとともに、2校区で放課後子ども総合対策事業を実施しているが、子どもの居場所づくりの観点から、今後もニーズに応じて支援体制の強化を検討していく必要がある。

障がい者福祉においては、地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう公的サービスの充実を図っているが、相談支援体制の拡充や発達障害に係る支援事業が不足している。

(2) その対策

ア 高齢者保健、福祉

増加の一途をたどる高齢者に対して、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するためのデイサービスセンターや、介護予防を行える施設の整備充実を図るとともに、介護予防のための運動教室、シルバー料理教室、口腔ケア教室等を実施し、生涯現役で暮らせる高齢者の増加に努める。

また、高齢者の持っているさまざまな知識や経験、技術等を活かすシルバー人材センター事業や趣味や教養、スポーツ、ボランティア活動等の社会参加事業の拡充強化を行う。

イ 母子保健、福祉

幼少人口の減少に対応した教育・保育事業の提供体制を確保するとともに、各種子育て支援事業を推進していくほか、母子保健事業の充実を図り、地域ぐるみ家族ぐるみで子育て支援ができるよう施策を展開していく。

ウ その他

児童福祉では、放課後児童の居場所確保のために放課後児童クラブや放課後子ども教室等地域に合った事業展開に努めるとともに、多様化した教育・保育ニーズに対応するため、良質で持続可能な保育サービスを提供できる体制の構築に努める。また、高齢者や障がい者の福祉のほか、さまざまな福祉需要に応えるため、各種福祉サービス拠点施設の機能強化、相談支援体制の構築に努める。

一方、保健活動については、健康診断、健康教育に力を入れて、生活習慣病を予防し、健康寿命の延命を図るとともに、寝たきり、認知症を予防するための介護予防事業を充実していく。学校や社会教育団体、地域組織等との連携、既存の施設・設備の有効利用により、みんなが健康で明るい社会生活が送れる活動環境を住民参加の下で推進するため地区組織活動の支援を強化する。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
介護予防運動教室参加者数	204人	226人	基準値の11%増加
子育て支援センター参加人数	59人	50人	基準値の維持
乳幼児健康診断の受診率	95.9%	95.0%	基準値の維持

(3) 事業計画（令和8～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 児童館	児童館施設整備事業	鬼北町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	養護老人ホーム等施設整備事業	宇和島地区広 域事務組合	
	(7) 市町村保健センター 及び母子健康センタ ー	保健センター等施設整備事業 昭和60年4月に新築した広見保健セ ンターが建築後36年を経過し老朽化して いる。令和3年4月に「子育て包括支援 センター」を開設したが、空調設備等の修 繕費が増加しているため、大規模な改修 工事を計画。(過疎債)	鬼北町	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	放課後児童クラブ運営事業 家庭における児童育成支援体制の確立 を図るため、放課後児童クラブの運営を 推進し、保護者の就労や子育て支援を促 進する。なお、事業継続のため、基金を 積み立てて、活用を図る。	鬼北町	
		子育て支援センター運営事業 子育ての不安を抱える親の相談窓口と して子育て交流相談拠点を設置し、安心 した子育て支援体制を目指す。なお、事 業継続のため、基金を積み立てて、活用 を図る。	鬼北町	
		生きがい活動支援通所事業 高齢者の閉じこもりや認知症を予防す るため、デイサービスの実施により元気 老人づくりを支援する。なお、事業継続の ため、基金を積み立てて、活用を図る。	鬼北町	
		高齢者緊急通報体制等整備事業 独居高齢者の見守り対策として緊急通 報電話を設置し、緊急時の支援体制づく りを推進する。なお、事業継続のため、基 金を積み立てて、活用を図る。	鬼北町	
		こども医療費助成事業 高校生世代以下についての医療費を助 成対象とし、こどもの等の健康増進及び 福祉の向上を図る。	鬼北町	
		シルバー人材センター運営事業 高齢者の特技や技能を生かした就労支 援を図り、高齢者の健康増進及び福祉の 向上を図る。	鬼北町	
		<過疎地域持続的発展基金積立事業> 高齢者等の保健及び福祉の向上及び 増進の事業実施のため、基金を積み立て る。	鬼北町	

	(9) その他	鬼北町総合福祉センター施設整備事業	鬼北町社会福祉協議会	
--	---------	-------------------	------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

保健センターについては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の利用状況を踏まえ、財政状況を考慮した上で、必要な改修を図っていく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療施設は、総合的な医療機関として旭川荘南愛媛病院、町立北宇和病院があるほか、町立診療所が4箇所、個人診療所5箇所、歯科診療所4箇所がある。

町立診療所は、昭和54年度から平成3年度に整備したものであり、建物や診療器具の一部に老朽化が進み、施設の改修や医療機器の更新が必要となっている。また、高齢者や独居者の増加により、地域の身近な診療所で第一次医療機関としての役割が増加している反面、過疎化、少子高齢化、専門医療や大病院志向により、へき地診療所の診療環境は一層厳しく、医師の招へいも困難となっている。

町立北宇和病院は、県から移譲を受け、公設民営方式で指定管理者を社会福祉法人旭川荘に指定して病院の運営を行っている。

今後は、総合的な、より良質な医療サービスの提供を可能にする施設整備、医療機器整備と看護・介護体制の充実強化を図る必要がある。

(2) その対策

町立北宇和病院を基幹医療機関とし、地元医師会の協力を得て町立診療所や他の医療機関との連携を強化するとともに、施設整備の推進、医療機器の導入及び交通手段がなく通院に苦慮する高齢者や障がい児、独居者等の患者が、受診しやすい環境体制の構築など診療環境の整備を図る。

また、町民から求められている身近な診療所を目指し、医師の招へいはもとより、疾病予防、健康増進、介護予防及び在宅介護などの支援が円滑に行えるよう、保健・福祉・医療のネットワークの構築を図る。

当該地域は、開業医療機関が他に比べると比較的多いほうであるが、高齢化が進んでいるこの地域には、やはり入院施設を持つ医療機関が必要であり、地域医療を確保するために医師の招へいを積極的に推進していく。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
公立医療施設	5施設	5施設	基準値の維持
町内全医療機関数(歯科含む)	15施設	15施設	基準値の維持

(3) 事業計画(令和8～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

7 医療の確保	(1) 診療施設				
		病院	北宇和病院医療機器等整備事業	鬼北町	
			北宇和病院施設整備事業	鬼北町	
		診療所	診療所医療機器等整備事業	鬼北町	
	診療所施設整備事業		鬼北町		
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医師確保奨学金貸付事業 公立病院の医師確保を図るため、修学資金の貸付を行い、将来の医師を確保する。	鬼北町		
		北宇和病院健康づくり推進事業 町民の健康増進の推進するための講演会の実施に対して補助を行い、あわせて地域医療の実態を周知することで、地域医療を考える機会を創出していく。	鬼北町		
		奨学金返還支援事業 町内の医療施設の人材の確保及び定着の促進を図るため、奨学金を返還の支援を行う。	鬼北町		
		地域医療再編検討事業 地域内において適切な医療を提供できるように、中期的な人口構造や地域医療ニーズを把握するための調査を実施する。	鬼北町		
	(4) その他	北宇和病院運営事業 (病院事業会計)	鬼北町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

北宇和病院については、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の利用状況を踏まえ、財政状況を考慮した上で、必要な改修を図っていく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町における14歳以下の幼少年年齢人口は、平成2年には2,344人(16.5%)、平成27年には1,159人(10.8%)、令和2年には874人(9.0%)と、急激に減少している。今後も減少傾向は続くと予想される。

本町には中学校が2校、小学校6校が設置されているが、少子化による余裕教室活用を推進する必要がある。

教育環境の整備については、年次計画に基づき、老朽化施設の改築を進めているが今後とも児童生徒の安全面、施設の管理面、効率性等による整備拡充に努める。

また、少子高齢化、国際化、情報化の進行など急速に変化する社会情勢の中で、基礎基本を重視して、個性を生かす教育の充実を図るとともに、社会の変化に自ら適応できる心豊かな児童生徒の育成を図る必要がある。

イ 社会教育

社会教育を推進するための拠点となる施設は、中央公民館、地区公民館、体育館等であり、余暇時間の増加や生涯学習への関心の高まりにより、社会教育施設の利用希望が増加しており、新しい機能を持った施設整備が課題となっている。今後は滞在型施設の利用も視野に入れ、専用競技施設の拡充整備も望まれる。

生涯学習については、心豊かで生きがいのある人生を送るための、諸教育機能の総合的設備の充実を努めている。また、学習内容や方法等の改善により、一層の生涯学習の場の提供を図っている。

社会体育については、健康で明るく活力のある、町民総参加によるスポーツ、レクリエーションの振興、普及啓発、施設整備の充実を図り、生涯スポーツの推進に努めている。

集会施設については、昭和40年代に建築された築50年以上の建物が多くを占めており、その老朽化から社会活動・地域活動の推進に影響を及ぼしている。少子高齢化が進む中、住民ニーズに対応した施設の維持管理が困難となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

国際化、情報化など、時代の要請に応じた多様な教育活動が行えるよう、施設の整備充実を図るとともに老朽施設等の改築や改修に取り組む。また、学校の自主性・自立性の確立を促進するとともに、家庭や地域社会と連携しながら、ゆとりと潤いのある安全で快適な学習空間の中で、心ふれあう教育活動が行える教育環境を整備する。

また、体験学習の拡充、外国人講師の活用など授業内容や指導方法の改善、充実を図り、地域に開かれた特色ある学校づくりに努め、国際的視野を持った豊かな人間性をはぐくむ教育を推進するとともに、高校教育について、地域と連携した教育活動の支援及び生徒における学校生活の支援に努める。

イ 社会教育

心豊かで充実した人生を送るための生涯学習の推進として、公民館を拠点とし、いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習基盤体制や、施設・設備の整備充実を図る。

また、地域に根ざした個性豊かな文化の振興として、町民の多様な芸術文化活動を積極的に奨励するとともに、芸術文化の鑑賞の機会拡充に努め、地域の伝統や文化に対する町民の意識高揚を図り、貴重な文化財の保存・活用を推進する。

社会体育については、町民参加のスポーツ、レクリエーション活動の推進として各種体育施設設備の整備充実と適正な管理運営に努め、町民の健康保持増進と体力の向上を図り、生涯スポーツの推進に努める。

集会施設については、施設の総合的な評価とともに地域住民の社会活動の発展及び活性化に寄与する施設整備に努める。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
小中学校大規模改修	1校	2校	

(3) 事業計画 (令和8～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設				
		校舎	小中学校大規模改修事業	鬼北町	
			小中学校施設整備事業	鬼北町	
		屋内運動場	小中学校屋内運動場施設整備事業	鬼北町	
			水泳プール	小学校プール施設整備事業	鬼北町
		スクールバス・ポート		スクールバス購入事業	鬼北町
			給食施設	ポイラー更新事業	鬼北町
		給食センター調理機器等更新(修繕)事業		鬼北町	
		給食センター設備整備事業		鬼北町	
		共同調理場調理機器更新(修繕)事業		鬼北町	

		給食配送車更新事業	鬼北町	
(3) 集会施設、体育施設等	公民館	公民館施設整備事業	鬼北町	
		町民会館改修事業	鬼北町	
	集会施設	集会所施設整備事業	鬼北町	
		体育施設	広見B&G海洋センター施設整備事業	鬼北町
			鬼北総合公園施設整備事業	鬼北町
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	小中学校情報教育機器整備事業	鬼北町	
現代社会には必需品となった情報機器を小中学校で習得することで、将来性豊かな人材の育成を図る。				
	語学指導等外国青年招致事業	鬼北町		
	小中学校での外国語指導及び地域住民を対象に英会話教室を実施することにより、外国語や異文化に対する理解が深まり、鬼北町の国際化を図る。			
(5) その他	合宿・研修施設整備事業	鬼北町		
	近永駅周辺施設整備事業	鬼北町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

町内の小中学校及び学校給食センターについては、各所に修繕が必要なほか、調理機器の老朽化による影響が懸念される。

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、多様な教育活動が行えるよう、施設の整備・充実を図るとともに、計画的に老朽施設等の改築や改修に努める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、地理的な要因から、町の中心部以外は小集落が点在しているため、集落相互の有機的連携及び生活機能が低下している。

町の中心部へ人口が集中することにより、周辺集落の過疎化が進行し、集落機能の維持が困難となることが危惧される。

現在では、集落を支える住民の高齢化が進み、近い将来に地域住民自らが集落を維持することが困難と予想される集落も見受けられ、自治組織の存続に関わる大きな課題にもなっている。

集落の活動基盤施設である集会所は老朽化が進んでいるが、改修経費負担の増加により、集会所の改修、維持が困難な小集落も見受けられ、集落活動が困難となっている。

(2) その対策

相互扶助等、伝統的な集落機能の低下傾向に対応するため、集落自体の再編やより広範囲での集落機能の再編を図るとともに、高齢化の顕著な地域への若者の受入れ、流出防止のため公営住宅の整備等、各種交通通信施設機能の充実に努める。

また、地域住民が相互に協力しあう共助体制づくりが必要であり、地域での共助や伝承行事等を含めた集落の実態を把握し、住民生活の基礎である集落の地域力の向上を目指すなど、集落支援の在り方などの検討を進め、地域力を向上させるための施策を図っていく。

集落の活動基盤施設である集会所は老朽化が進んでいるため、老朽施設の修繕整備、また、改修等に係る補助事業等を展開するなど集会所施設の整備充実に努める。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
鬼北町コミュニティ施設整備事業補助件数	9件	10件 (R8～R12平均)	基準値の維持

(3) 事業計画 (令和8～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集会所施設整備事業(補助金交付) 町内の集会所は老朽化が進んでおり、地域活動等に支障が生じているため、集会所の整備を行い、コミュニティ維持につなげ、集落の機能を維持する。	鬼北町	
		<過疎地域持続的発展基金積立事業> 集落の整備の事業の実施のため、基金を積み立てる。	鬼北町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、文化の丘「明星ヶ丘」、武左衛門一揆記念館・大野作太郎地質館、歴史民俗資料館、国指定の重要文化財「善光寺薬師堂」、重要無形民俗文化財「伊予神楽」、史跡「等妙寺旧境内」、県指定の無形民俗文化財「清水の五つ鹿踊り」、有形民俗文化財「鬼北文楽人形頭、衣装、道具一式」、史跡「岩谷遺跡」、天然記念物「イトザクラ及びエドヒガン」、地域の伝統文化である花とび踊り、富母里神楽等が、それぞれ関係者の熱意と行政の支援により保存伝承されている。また、埋蔵文化財の調査は町の歴史を知る上で欠くことのできないものであり、現在も等妙寺旧境内などの調査発掘を行っている。

今後も地域に根ざした個性豊かな芸術文化の振興、埋蔵文化財の調査、文化財の保存活用を図り、併せて文化施設の整備充実と文化活動に努めていく必要がある。

(2) その対策

文化水準の向上については、地域の人々の心を豊かにし、誇りと愛着を持てる個性豊かなふるさとづくりを進めるため、地域の歴史と風土から生まれた伝統文化を生かしながら、新しい文化を創造することが重要である。特に地域特有の伝統文化や生活文化の振興は、高齢者の参加を促し、子供たちの郷土愛と生きがい、自信、誇りの創出につながるという意味からも推進していく必要がある。

民謡や民話などの伝承活動や祭り等、伝統行事への住民参加を促進し、地域に伝わる文化の継承に努め、それぞれの地域の貴重な歴史的、文化的資源の保存と活用について住民に対する意識啓発や活動支援に取り組むとともに、それらを生かした特色あるイベントの創出、他地域のさまざまな文化との交流を促進する。また、伝統文化を次世代に継承していくため、調査等による実態把握・記録・価値の再評価を行い、学校教育と社会教育の連携による鑑賞・学習機会を充実させ、若年層への普及、継承を図るとともに、伝統文化活動を行う団体を支援し、後継者の育成を図っていく。

また、地域に根ざした個性豊かな文化振興の一環として埋蔵文化財の調査を実施し、その成果を後世へ伝えていく。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
歴史記念館等入館者数	567人	800人	基準値の40%増加

(3) 事業計画（令和8～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設			
		明星ヶ丘施設整備事業	鬼北町	
		井谷家住宅施設整備事業	鬼北町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	遺跡発掘調査事業 町内にある重要遺跡の把握に努め、地域の文化・歴史を次世代へと伝え、継承する基盤を作る。	鬼北町	
		文化・文化財活用事業 文化施設や地域の文化・文化財を活用していくことで、伝統文化や文化財の保護について啓蒙普及を図り、住民参画型の文化財保護意識を醸成するとともに、地域の魅力発掘を図る。	鬼北町	
		埋蔵文化財総合活用事業 地域の史跡や埋蔵文化財について住民参画型の活用を推進し、地域の魅力発掘や文化財保護意識の醸成を図ることで、地域活性化やまちづくりに寄与する。	鬼北町	
		花いっぱい運動事業 町内の花壇に花を植えることにより環境美化に協力し、花と木による彩りのある街並みを形成する。	鬼北町	
		文化財保存活用地域計画推進事業 鬼北町文化財保存活用地域計画に基づき、文化財保存活用の一層の促進を図り、地域活性化やまちづくりに取り組む。	鬼北町	
		史跡公園施設管理事業 史跡の保存継承するための維持管理だけでなく、歴史教育の場や史跡をガイドするボランティア育成の場、地域住民の憩いの場とすることで、観光客の誘致や地域活性化を図る。	鬼北町	
		等妙寺旧境内史跡地公有化事業 史跡地の適切な保存管理を行い、保存整備を進めるため、史跡地の公有化を進める。	鬼北町	
		井谷家住宅保存活用事業 国登録有形文化財である井谷家住宅の保存改修を行い、保存活用計画に基づく活用事業を推進する。	鬼北町	
(3) その他	等妙寺旧境内保存整備事業	鬼北町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化振興施設について、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、緊急的な点検だけでなく、定期的に点検を行うことで、来場者の安全確保に努める。

1.2 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現況と問題点

当町では、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を実施するなど、環境保全意識の高揚を図るとともに、再生可能エネルギーの普及による地球温暖化防止対策を展開しているところであり、令和5年度からは公民館等公共施設へ太陽光発電システムを導入し、二酸化炭素排出量削減及び災害時等のエネルギーの安定供給を図っている。

今後は、豊富な森林資源等を活用した再生可能エネルギーの地産地消を図り、地域の活性化と脱炭素社会の両立を目指し、事業を推進することが重要である。

(2) その対策

太陽光発電システム設置者に対する補助事業の拡充、また、間伐材などを利用したバイオマス発電施設の整備を検討するなど、更なる再生可能エネルギーの利用促進を図る。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
太陽光発電システム設置補助件数	10人	10人 (R8～R12平均)	基準値の維持

(3) 事業計画（令和8～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	バイオマス発電関係施設整備事業	鬼北町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 地球環境に配慮した資源循環型社会を推進するため、太陽光発電施設を設置した住宅に補助を行い、定住促進とあわせて環境意識の高揚を図る。	鬼北町	
		新エネルギー機器等設置費補助事業 新エネルギーの利用を積極的に支援することにより、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに地球温暖化対策の推進に努める。	鬼北町	
		ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助事業 ゼロ・エネルギー・ハウス導入に対し支援することにより、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに地球温暖化対策の推進に努める。	鬼北町	
	自家用電気自動車導入費補助事業 自家用電気自動車の導入に対し支援することにより、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに地球温暖化対策の推進に努める	鬼北町		

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

少子高齢化により急速な過疎化が進む本町では、地域協同によるイベントや地域行事など地域コミュニティ活動の縮小に加え、価値観の多様化や生活様式の変容により、地域社会への積極的な参加、関心が希薄化しつつあり、地域の活性化が大きな課題となっている。

(2) その対策

全国で唯一自治体名に「鬼」という字が付く本町ならではの取組として「鬼のまちづくり」を推進し、活気に満ちた町民生活を確保するとともに、協同イベントの創出など、魅力ある地域づくりに努め、地域活性化を図る。

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
イベント「でちこんか」 来場者数	25,000人	26,000人	基準値の4%増加

(3) 事業計画（令和8～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展 特別事業	鬼の町まちづくりプロジェクト支援事業 「鬼」のまちづくりを推進し、魅力ある地域づくりに努め地域活性化を図る。	鬼北町	
	(2) その他	鬼北町日吉支所等整備事業	鬼北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

鬼北町日吉支所については、地域住民サービスの維持、向上を図り、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、財政状況を考慮した上で、必要な改修を図っていく。

事業計画（令和8～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	地域貢献研究事業 大学生等で構成する団体、個人を町内に誘致し、交流人口の拡大、地域間交流、地域住民・大学生等とのふれあいによる地域活性化を図り、鬼北町の地域課題解決等につなげていく。	鬼北町	
		移住者開業支援事業 移住者が、町内で開業する場合に、店舗整備費用の一部を補助し、移住定住を促進することで、コミュニティ維持・人口増加につなげる。	鬼北町	
		移住者住宅改修支援事業 県外移住希望者等が、移住定住を目的に空き家を活用する場合、住宅改修等の費用を補助し、移住定住を促進することで、コミュニティ維持・人口増加につなげる。	鬼北町	
		空き家活用移住定住支援事業 移住定住を目的に空き家を活用する場合、住宅改修等の費用を補助し、移住定住を促進することで、コミュニティ維持・人口増加につなげる。	鬼北町	
		グリーンツーリズム推進事業	鬼北町	
		グリーンツーリズムの推進体制を構築し、交流人口の増加による地域活性化を図る。		
		2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	特産品需要促進事業 特産品の販路開拓や開発を行うため、インターネット販売構築や新たな特産品づくりに取り組み、地域の活性化及びブランド化を図る。
農林公社林業振興事業 作業道開設にかかる人件費等を含め、林業振興事業の実施を委託することにより、森林整備を促進する。	鬼北町			
森林総合整備事業 計画的に森林整備を実施することにより優良木の生産、林家所得の向上に資する。	鬼北町			
森林整備担い手対策事業 林業事業者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の実施を図ることにより、資質の高い森林整備の担い手を確保育成する。	鬼北町			
多面的機能支払交付金事業	鬼北町			

<p>地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図り、農業生産にとって基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する活動の質をさらにステップアップさせる。</p>		
<p>中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p>中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援する。</p>	鬼北町	
<p>企業誘致等促進事業</p> <p>企業誘致を行うにあたり、町内在住者の新規雇用について奨励金を交付することにより、企業誘致を促進させる。</p>	鬼北町	
<p>町産材木造住宅建築促進事業</p> <p>地域産材利用による林業振興を目指すため、町産材を利用して建築した木造住宅に補助を行い、定住促進及び町産材の普及促進を図る。</p>	鬼北町	
<p>有害鳥獣侵入防止柵設置事業</p> <p>県、国事業の補助対象外となる農地への鳥獣害被害を防ぐため、侵入防止柵を設置し、被害の軽減を図る。</p>	鬼北町	
<p>農業公社地域農業管理システム整備事業</p> <p>農家の過度な機械設備への投資を抑制し、高付加価値作目の試験栽培により栽培技術を確立することで農家所得の向上や各種農業研修を行い、新規就農者や地域担い手の育成を図る。</p>	鬼北町	
<p>農作物有害鳥獣捕獲対策事業</p> <p>捕獲用機器等を整備することで捕獲率向上に繋がるとともに、農作物被害の減少並びに収穫量の安定化を図る。</p>	鬼北町	
<p>水田農業競争力強化支援事業</p> <p>地域農業の担い手として農地集積を図り、効率的な農業経営に取り組むため、必要な農業機械を導入し、農業の生産力強化支援にあたることができる。</p>	鬼北町	
<p>起業チャレンジ支援事業</p> <p>町内での起業チャレンジを支援することにより、地域の新たな需要を掘り起こし、地域における雇用の創出を促すことで、地域経済の活性化及び定住の促進を図る。</p>	鬼北町	
<p>地産地消推進事業</p>	鬼北町	

		<p>町産農産物を使用した漬物等加工品の道の駅等への出荷推進を図るため、食品営業許可の取得に要する加工製造施設の改修等の費用について補助を行い、地域の活性化、農家所得の向上を図る。</p> <p>また、野菜の周年出荷体制の確立を図るため、ビニールハウス等施設資材に対する補助を行い道の駅への出荷物を増やし、農家所得の向上を図る。</p>		
		<p>ジビエペットフード加工処理施設・有害鳥獣処理施設管理事業</p> <p>有害鳥獣捕獲者の高齢化が進んでおり、捕獲後の埋設処分が大きな負担となっていることや、捕獲した有害鳥獣の有効活用推進のため、「ペットフード加工処理施設」と「有害鳥獣処理施設」を指定管理者制度にて運営する。</p>	鬼北町	
		<p>搬出間伐促進事業</p> <p>材価の低迷や基盤整備遅れなどから、間伐が進まず、また間伐しても多くの材がコスト割れから林内に放置されている現状が問題となっているため、森林整備に対する森林所有者の意欲の向上を図る。</p>	鬼北町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>林道排水施設整備事業</p> <p>排水施設の設置により作業道・林道の維持が図られ、森林整備の促進につなげる。</p>	鬼北町	
		<p>橋梁長寿命化計画策定事業</p> <p>町内の橋梁の多くが、高度成長期に建造・量産されたもので老朽化の状況にあるため、5年に1度、点検及び維持・修繕計画の策定を行い、橋梁の長寿命化を図る。</p>	鬼北町	
		<p>トンネル定期点検事業</p> <p>町内のトンネルは、老朽化の状況にあるため、5年に1度、点検及び維持・修繕計画の策定を行い、トンネルの長寿命化を図る。</p>	鬼北町	
		<p>生活交通路線対策事業</p> <p>住民の交通手段を維持するため、廃止バス路線の代替バスを運行し、日常的な移動手段の確保を図る。なお、事業継続のため、基金を積み立てて、活用を図る。</p>	鬼北町	
		<p>農林業小規模基盤整備事業</p> <p>林道・作業道の開設にかかる経費の一部を補助することにより林道・作業道の開設を容易にし森林整備が促進する。</p>	鬼北町	
		<p>循環バス運行管理事業</p>	鬼北町	

		町が運行主体となり循環バスの運行管理業務を行い、高齢者等交通弱者対策を講じる。		
		高齢者運転免許証自主返納等支援事業 運転免許証を自主返納した高齢者に対し、支援金又は給油補助券を交付し、本人及び家族の交通に係る負担軽減、高齢者の運転による交通事故防止を図るもの。	鬼北町	
		<過疎地域持続的発展基金積立事業> 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の事業の実施のため、基金を積み立てる。	鬼北町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	木造住宅耐震診断事業 一般住宅には、耐震強度不足のものが残っているため、住宅の状況を把握することにより、災害に強い住宅への改修を促進させる。	鬼北町	
		木造住宅耐震改修事業 一般住宅には、耐震強度不足のものが、未だに多く残っているため、耐震診断の結果、耐震強度不足と診断された住宅への、耐震改修工事を促進させる。	鬼北町	
		地域防災力向上事業 住民の災害時の体制づくりを整えるため、自主防災組織の育成のための補助を行い、啓発用防災マップを作成するなど、住民の防災意識の向上を図る。	鬼北町	
		可燃ごみ収集箱設置整備補助事業 収集箱を設置整備することにより、野良猫、カラス等によるごみの散乱を防止し、収集作業の効率化及び周辺の環境美化を図る。	鬼北町	
		生ごみ処理機購入費補助事業 家庭の生ごみを自家処理することにより排出量が抑制され、環境センターでのごみ焼却の効率が期待できるとともに、公衆衛生の向上及び生活環境保全に対する意識の向上を図る。	鬼北町	
		可燃ごみ収集箱改修費補助事業 既存の可燃ごみ収集箱の蓋を軽く開けられる(重しを付ける)ように改修を行い、収集作業の効率化及び周辺の環境美化を図る。	鬼北町	
		犬又は猫の不妊・去勢手術費補助事業	鬼北町	

		<p>不妊・去勢手術による不必要な繁殖の抑制を図り、捨て・野良犬(猫)になることの予防及び周囲に対する危害並びに迷惑行為を未然に防止する。</p>		
		<p>飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助事業</p> <p>飼い主のいない猫(野良猫)の不必要な繁殖を抑制することにより、際限のない増加を防止すること及びそれらの猫による被害を未然に防止する。</p>	鬼北町	
		<p>飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ装着費補助事業</p> <p>飼い犬・飼い猫が迷子になった時や災害時に保護収容した場合の飼い主への早期返還を図る。</p>	鬼北町	
		<p>ブロック塀等安全対策事業</p> <p>耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたブロック塀の除去、建替えを促進し、地域の防災力の向上を図る。</p>	鬼北町	
		<p>空き家除却補助事業</p> <p>老朽化が進行し危険な状態となっている空き家が、道路に倒壊等した場合に、周辺の地域住民の避難や救助等に支障をきたす恐れがあるため、除却を促進し、地域の防災力の向上を図る。</p>	鬼北町	
		<p>住宅リフォーム補助事業</p> <p>老朽空き家として危険家屋が増加する前に、居住住宅のリフォームを促進することで、居住環境の質の向上を図る。</p>	鬼北町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>放課後児童クラブ運営事業</p> <p>家庭における児童育成支援体制の確立を図るため、放課後児童クラブの運営を推進し、保護者の就労や子育て支援を促進する。なお、事業継続のため、基金を積み立てて、活用を図る。</p>	鬼北町	
		<p>子育て支援センター運営事業</p> <p>子育ての不安を抱える親の相談窓口として子育て交流相談拠点を設置し、安心した子育て支援体制を目指す。なお、事業継続のため、基金を積み立てて、活用を図る。</p>	鬼北町	
		<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>高齢者の閉じこもりや認知症を予防するため、デイサービスの実施により元気老人づくりを支援する。なお、事業継続のため、基金を積み立てて、活用を図る。</p>	鬼北町	
		<p>高齢者緊急通報体制等整備事業</p>	鬼北町	

		<p>独居高齢者の見守り対策として緊急通報電話を設置し、緊急時の支援体制づくりを推進する。なお、事業継続のため、基金を積み立てて、活用を図る。</p>		
		<p>こども医療費助成事業 高校生世代以下についての医療費を助成対象とし、こどもの等の健康増進及び福祉の向上を図る。</p>	鬼北町	
		<p>シルバー人材センター運営事業 高齢者の特技や技能を生かした就労支援を図り、高齢者の健康増進及び福祉の向上を図る。</p>	鬼北町	
		<p><過疎地域持続的発展基金積立事業> 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業実施のため、基金を積み立てる。</p>	鬼北町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>医師確保奨学金貸付事業 公立病院の医師確保を図るため、修学資金の貸付を行い、将来の医師を確保する。</p>	鬼北町	
		<p>北宇和病院健康づくり推進事業 町民の健康増進の推進するための講演会の実施に対して補助を行い、あわせて地域医療の実態を周知することで、地域医療を考える機会を創出していく。</p>	鬼北町	
		<p>奨学金返還支援事業 町内の医療施設の人材の確保及び定着の促進を図るため、奨学金を返還の支援を行う。</p>	鬼北町	
		<p>地域医療再編検討事業 地域内において適切な医療を提供できるように、中期的な人口構造や地域医療ニーズを把握するための調査を実施する。</p>	鬼北町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>小中学校情報教育機器整備事業 現代社会には必需品となった情報機器を小中学校で習得することで、将来性豊かな人材の育成を図る。</p>	鬼北町	
		<p>語学指導等外国青年招致事業 小中学校での外国語指導及び地域住民を対象に英会話教室を実施することにより、外国語や異文化に対する理解が深まり、鬼北町の国際化を図る。</p>	鬼北町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>集会所施設整備事業(補助金交付) 町内の集会所は老朽化が進んでおり、地域活動等に支障が生じているため、集会所の整備を行い、コミュニ</p>	鬼北町	

		<p>ティ維持につなげ、集落の機能を維持する。</p>		
		<p><過疎地域持続的発展基金積立事業> 集落の整備の事業の実施のため、基金を積み立てる。</p>	鬼北町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>遺跡発掘調査事業 町内にある重要遺跡の把握に努め、地域の文化・歴史を次世代へと伝え、継承する基盤を作る。</p>	鬼北町	
		<p>文化・文化財活用事業 文化施設や地域の文化・文化財を活用していくことで、伝統文化や文化財の保護について啓蒙普及を図り、住民参画型の文化財保護意識を醸成するとともに、地域の魅力発掘を図る。</p>	鬼北町	
		<p>埋蔵文化財総合活用事業 地域の史跡や埋蔵文化財について住民参画型の活用を推進し、地域の魅力発掘や文化財保護意識の醸成を図ることで、地域活性化やまちづくりに寄与する。</p>	鬼北町	
		<p>花いっぱい運動事業 町内の花壇に花を植えることにより環境美化に協力し、花と木による彩りのある街並みを形成する。</p>	鬼北町	
		<p>文化財保存活用地域計画推進事業 鬼北町文化財保存活用地域計画に基づき、文化財保存活用の一層の促進を図り、地域活性化やまちづくりに取り組む。</p>	鬼北町	
		<p>史跡公園施設管理事業 史跡の保存継承するための維持管理だけでなく、歴史教育の場や史跡をガイドするボランティア育成の場、地域住民の憩いの場とすることで、観光客の誘致や地域活性化を図る。</p>	鬼北町	
		<p>等妙寺旧境内史跡地公有化事業 史跡地の適切な保存管理を行い、保存整備を進めるため、史跡地の公有化を進める。</p>	鬼北町	
		<p>井谷家住宅保存活用事業 国登録有形文化財である井谷家住宅の保存改修を行い、保存活用計画に基づく活用事業を推進する。</p>	鬼北町	
11 再生可能エネルギーの利用促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 地球環境に配慮した資源循環型社会を推進するため、太陽光発電施設を設置した住宅に補助を行い、定住促進とあわせて環境意識の高揚を図る。</p>	鬼北町	

		<p>新エネルギー機器等設置費補助事業</p> <p>新エネルギーの利用を積極的に支援することにより、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに地球温暖化対策の推進に努める。</p>	鬼北町	
		<p>ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助事業</p> <p>ゼロ・エネルギー・ハウス導入に対し支援することにより、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに地球温暖化対策の推進に努める。</p>	鬼北町	
		<p>自家用電気自動車導入費補助事業</p> <p>自家用電気自動車の導入に対し支援することにより、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに地球温暖化対策の推進に努める</p>	鬼北町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>鬼の町まちづくりプロジェクト支援事業</p> <p>「鬼」のまちづくりを推進し、魅力ある地域づくりに努め地域活性化を図る。</p>	鬼北町	

※当該施策が将来に及ぶことについては、各事業の概要のとおりである。